

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 **新** 難聴児支援センター設置事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2621)

E-mail: c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 24,897 千円 (前年度予算額：0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	24,897	0	0	0	0	0	0	0	24,897
決定額	14,000	0	0	0	0	0	0	0	14,000

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

難聴については、新生児期においてできるだけ早期に発見し、乳児期から幼児期の療育段階、学齢期以降の教育段階へと適切な支援が受けられるように繋いでいくことが望ましいことから、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関の連携による一貫した支援を行うことのできる難聴児支援センターを設置するとともに、必要な事業を実施する。

(2) 事業内容

(1) 難聴児支援センター設置事業費

難聴児支援センターを設置し、運営する。

・業務内容

① 相談支援事業

保護者の不安の軽減のため、相談日を設け、専門的な知見から保護者へ相談支援を行う。

② その他の難聴児支援に係る事業

保護者支援、関係機関への連携推進、地域支援体制の強化、普及啓発活動等を行う。

- ・設置方法 難聴児支援に係るノウハウを有し、中核的な機関として関係機関との連携を図ることのできる機関へ委託

(2) 難聴児地域療育支援事業

① 難聴児地域療育支援事業

ア 支援体制づくりに関する検討

保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関の連携による一貫した支援を行うことのできる体制づくりについて検討するため、関係者による検討会を開催する。

イ 支援に係る制度等の周知

難聴児の保護者に支援に関する相談先や支援の種類、内容等を周知するため、パンフレットを作成し、関係機関（医療機関、市町村福祉・保健部門、児童発達支援事業所等）を通じて保護者等に配布する。

ウ 保護者を対象とする相談、学習等の機会の確保

保護者の不安の軽減、保護者同士による交流の場の確保（拡大）を目指すものとして、保護者向けの相談会、学習会等を開催する。

エ 地域における難聴児支援体制の強化

難聴児が自らが育つ地域において利用する学校、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所、相談支援事業所等や市町村における保健指導、自立支援協議会（個別支援会議等）の場等に、その求めに応じて、言語聴覚士等の専門職員が赴き、当該難聴児に対する支援方法に関する指導、助言等を行う機会を設ける。

オ 児童発達支援事業所における療育の質の向上

児童発達支援事業所が難聴児を受け入れる際の療育スキルの獲得又は難聴児受入れ後の同スキルの向上のため、当該事業所職員が専門療育機関等による研修を受けられる体制を整備する。

② 難聴幼児地域療育等支援事業 ※みやこ園委託事業

専門療育機関（みやこ園）の職員（言語聴覚士等）が難聴児の居宅等への訪問又は難聴児の来所により、当該難聴児及びその保護者に対する相談・指導を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県10 / 10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	1,225	検討会委員謝金、研修講師謝金、他
旅費	606	検討会委員費用弁償、指導・助言費用弁償、研修費用弁償、他
需用費	474	パンフレット印刷、他
役務費	112	パンフレット発送、他
委託料	22,317	センター設置委託、難聴幼児地域療育等支援事業
使用料	163	検討会会場借上げ、相談会会場借上げ、他
合計	24,897	

決定額の考え方

事業内容を精査し、所要額を計上します。

事業評価調書（県単独補助金除く）

■ 新規要求事業

□ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和3年度中に難聴児支援センターを設置し、各分野が連携し、難聴児が早期に発見され、乳児期から幼児期の療育段階、学齢期以降の教育段階へと適切かつ一貫した支援が受けられるようになる体制の早期整備を目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
保護者を対象とする相談会等の回数	一回 (-)	一回 (-)	一回 (-)	一回 (-)	6回 (R3)	-%
地域の施設等に対する指導・助言の回数	一回 (-)	一回 (-)	一回 (-)	一回 (-)	30回 (R3)	-%

（前年度の取組）

令和元年度は難聴児支援に関する検討会を2回開催し、現状・課題についての意見交換を行うとともに、今後の支援体制づくりの在り方について検討した。令和2年度は1回開催し、支援体制づくりの方向性について検討した。その他、保護者向け手引書の配布や学習会の開催、専門療育機関による指導等を実施しているところ。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

難聴児支援に関する検討会の開催結果を踏まえ、センターの設置に向けて具体的な検討がなされる予定。専門療育機関のSTによる専門的なスキルを活かした支援が行われることで、地域での支援の強化が見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	早期療育が必要な難聴児に迅速かつ適切に療育に繋げるために行うものであり、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	専門スキルを有する機関を有効に活用できており、事業の成果が現れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	毎年度、事業の実施状況を常に把握し、検証したうえで、効率化を図っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 難聴児への支援は、乳児期から幼児期、学齢期へと支援が途切れなく続けられる体制が構築されることが必要である。このため、令和3年度中にセンターを設置し、保健、医療、福祉、教育の各分野が連携して支援できるような体制づくりを推進することが求められる。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 支援の強化を望む保護者の声があり、令和元年9月の県議会においても指摘がなされた。一貫した支援の体制づくりについて検討を行い、その結論に基づき、センターの設置を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	